

夢に挑戦！めざせ起業家！

特定創業支援事業

『成功のシナリオ』を作り、夢をつかもう！
あなたの夢を全力でサポート！！

本事業では、羽曳野市・羽曳野市商工会・日本政策金融公庫阿倍野支店の三者が『創業支援ネットワーク はびきの』として、創業希望者等に行う継続的な支援であり、創業実現まで積極的に支援します。また、創業後のフォローも行います。

メリット その①

登録免許税が軽減

資本金の 0.7% → 0.35% に！

株式会社設立の祭、登記にかかる登録免許税が大幅に軽減されます。

メリット その②

新規開業支援資金の 貸付利率の引き下げ

(株)日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率が引き下げられます。

羽曳野市で創業するメリット

メリット その③

創業関連保証の 早期利用開始

創業 6ヶ月前から利用できます！

創業関連保証の特例が、通常事業開始の 2ヶ月前からのところ、6ヶ月前から利用できます。

メリット その④

新創業融資制度の 要件緩和

自己資金要件なしに！

日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものと見なされます。

「創業支援ネットワーク はびきの」は 起業をお考えの創業希望者 の 創業後 5 年未満の事業者 市内での創業を全力で支援 します！

特定創業等支援事業とは

創業支援等事業計画における事業のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識が全て身につく継続的な事業をいいます。

羽曳野市では、1カ月以上の期間をかけて4回以上の授業を行う創業セミナーと1ヶ月以上継続して4回以上行う個別相談指導を行っています。

この支援事業を受け、一定の条件を満たす方は、表面の優遇措置を受けることができます。

創業セミナー

専門家が講師となり、1日2時間程度の講座を4日間以上行う創業セミナーを、羽曳野市と富田林市の共同で年4回程度開催します。

講座は、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野に関する知識を身に着けることができる内容となっています。

個別相談指導

商工会の経営相談指導員が1回2時間程度の個別指導を1カ月以上継続して4回以上実施します。

個別指導は経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野に関する知識を身に着けることができる内容となっています。

また、創業に関する相談及び支援も行っています。

優遇措置を受けるための「支援を受けたことの証明書」について

表面の優遇措置を受けるには、この証明書が必要となります。

「特定創業等支援事業」を修了されましたら、証明書の交付申請を行ってください。

【対象者】

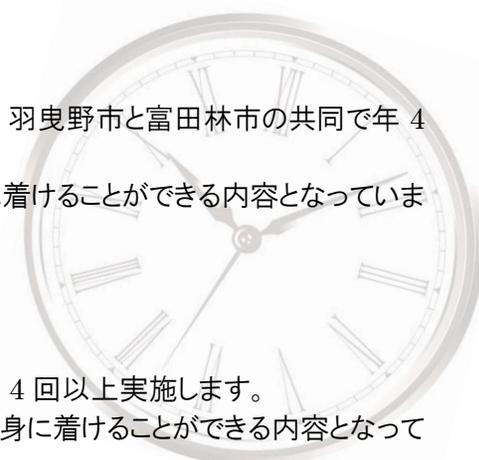
6ヶ月以内に創業を行う具体的な計画と有する個人 もしくは 創業後5年未満の個人

【申請期限】

特定創業等支援事業を受けた年度の翌年度末まで

※この認定書の交付は優遇措置の適用を保証するものではありません。

優遇措置を受けるためには、別途申込先による審査があります。



連携支援機関（創業支援ネットワークはびきの）

機関名	住所	電話番号	FAX
羽曳野市役所 都市魅力部 経済労働課	羽曳野市誉田 4-1-1	072-947-3726	072-950-2055
羽曳野市商工会	羽曳野市軽里 1-1-1	072-958-2331	072-956-1950
(株)日本政策金融公庫 阿倍野支店	大阪市阿倍野区松崎町 3-15-12	06-6621-1453	06-6621-1480